

地域団体商標を取得!!

良品安定生産で「丹波篠山黒豆」を全国ブランド化に!!

地域ブランドを適切に保護することにより、競争力の強化と地域経済の活性化を支援するため、地域の名称と商品の名称等からなる商標について、平成18年4月1日から商標法の一部改正により、「地域団体商標制度」が導入されました。

その制度導入に際して、JA丹波ささやまは、いち早く平成18年9月に商標登録の出願を行い、約5年間にわたって、各地域でのイベント開催やメディア等による全国に向けての情報発信など地道にPR活動を続けて実績を積み重ねてまいりました。その成果が全国に認められ、また、「黒大豆発祥の地」としての丹波篠山が立証され、平成23年7月5日付で地域ブランドとして特許庁から正式に認証されました。

この度の商標登録により「本物」の地域ブランドとしての称号を得られたこととなります。

他者等が本商標と同一または類似の商標を使用する行為（便乗使用）については、商標権の侵害とみなされ、損害賠償請求の対象にもなります。

今回の登録を契機として、この地域ブランドを更に全国に広めるとともに、「丹波篠山黒豆」の名に恥じない良品生産・流通販売に努めてまいります。

今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



地域団体商標に登録の「丹波篠山黒豆」

JA丹波ささやま直営店
「特産館ささやま」内に建てられた
「黒豆の碑」

